

ブロック塀等の安全性を確保しましょう。

平成28年熊本地震や平成30年大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊による死傷者がでたように、ブロック塀等は地震時に人命を脅かす凶器となる可能性がありますとともに、避難の際の障害にもなります。

ブロック塀が倒れると…



▲倒壊によりけがををする危険があります。



▲緊急車両の通行の妨げになります。

そのようなブロック塀等の安全性の確保は所有者の責任となりますので、まずは、以下の点検表（建築基準法で定められたブロック塀等の構造基準です。）を参考に点検をお願いします。

点検により、不適合の項目が一つでもあった場合、そのブロック塀等は地震時に倒壊する恐れがありますので、日常生活の環境の改善、また災害時に強い『まちづくり』のために、ブロック塀等の除却又は改修について、ご協力をお願いいたします。

なお市では、危険なブロック塀等の除却等に係る費用を補助しています（裏面を参照ください。天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業）ので、是非ご活用ください。

点検票：こちらを参考に所有するブロック塀等の安全性について御確認下さい。

○コンクリートブロック塀 （鉄筋が入っているもの）

点検項目	点検内容	チェック欄	
		適合	不適合
① 高さ	地盤から2.2m以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 壁の厚さ	高さ2m超え：15cm以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高さ2m以下：10cm以上		
③ 鉄筋	壁内に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋にそれぞれかぎ掛けされている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 基礎	基礎があるか。 （※高さ2m以上の塀については、丈が5cm以上で根入れ深さが80cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎か）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 控え壁	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さ約5以上突出した控え壁がある（※高さ2m以上の塀のみ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1mm以上のひび割れがない		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ その他	塀が土止め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○組石造の塀 （鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀等）

点検項目	点検内容	チェック欄	
		適合	不適合
① 高さ	地盤から1.2m以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分からへ壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分は②の1.5倍以上突出している、又は②が必要寸法の1.5倍以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1mm以上のひび割れがない		
⑥ ぐらつき	人の力でぐらつかない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ その他	塀が土止め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<お問合せ先> 天草市 建設部 建築住宅課 建築指導係

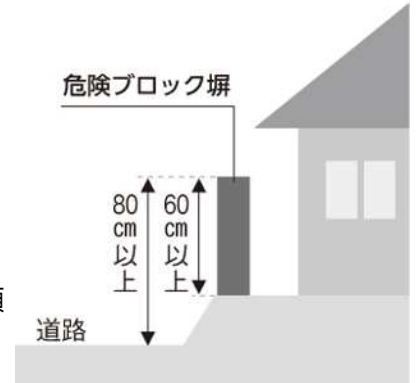
〒863-8631 天草市東浜町8番1号 TEL:0969-32-6797 FAX:0969-24-4266

「天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業」について

強度不足や老朽化が著しいブロック塀等は、大規模な地震の際に倒壊しやすく多くの二次災害をもたらします。そこで、市民の安全を守るため、一般の交通の用に供される道路に面する危険なブロック塀等の除却費及び改修費などに係る費用の一部を補助します。※代理受領制度の活用可
なお、補助金を受ける場合は、工事契約の締結前に、補助金の交付申請手続きが必要です。
詳細は、「天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要領」をご覧ください。

A.危険なブロック塀等の除却に対する補助

- 対象：次に掲げる要件全てに該当するブロック塀等を除却する場合
 - ア 道路に面しており、道路面からの高さが80cm以上のもの
 - イ 当該ブロック塀自体の高さが60cm以上のもの
 - ウ 点検表に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- 補助金額：除却（高さを40cm以下とする工事を含む。）に係る経費に3分の2を乗じた額
- 補助上限額：



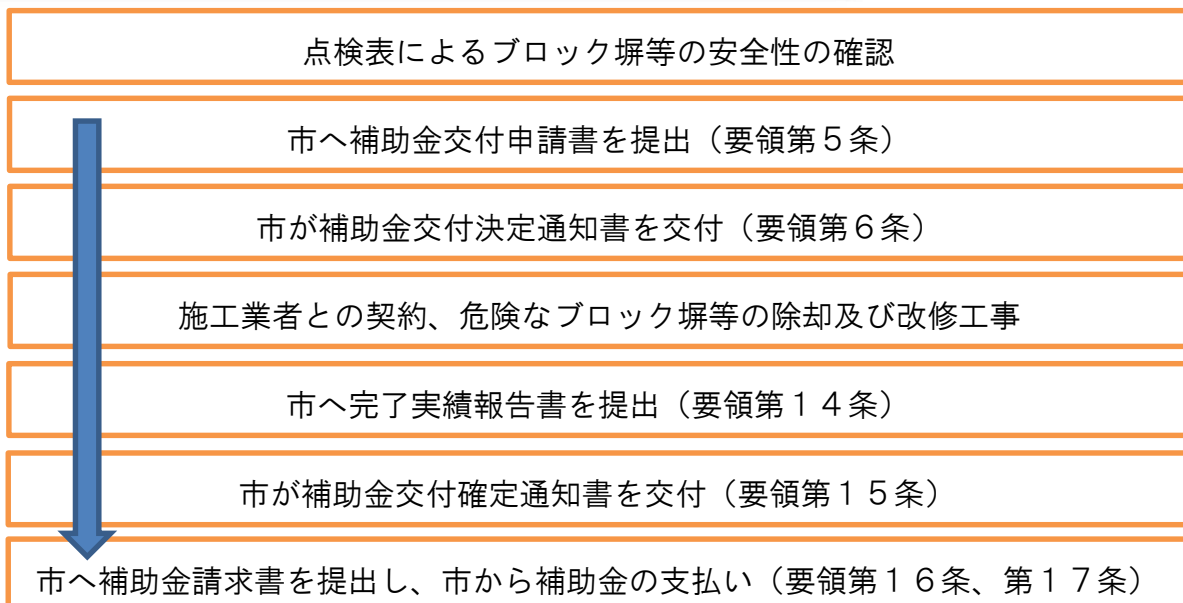
20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額

B.危険なブロック塀等を除却し、安全なブロック塀、金属製フェンス又は生垣等の設置に対する補助

- 対象：建築基準法の構造基準に適合するブロック塀、金属製フェンス又は生垣等を設置するもの
- 補助金額：設置に係る経費に3分の2を乗じた額
- 補助上限額：

10万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額

補助事業の活用の流れ（詳細は、補助金交付要領による）



<補助金の申請先、お問合せ先> 天草市 建設部 建築住宅課 建築指導係

〒863-8631 天草市東浜町8番1号 TEL:0969-32-6797 FAX:0969-24-4266